

福岡県公報

平成23年10月26日
第3320号

目次

告示(第1759号-第1776号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7

公 告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) 8

告 示

福岡県告示第1759号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年10月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人PCリユースセンター

(変更後)

特定非営利活動法人日本雇用促進支援機構

(2) 代表者の氏名

松木 泰憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区堺町二丁目1番1号ライズ小倉ビル902号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、個人および団体に対して、廃棄されるパーソナルコンピュータを再生し販売および貸与に関する事業を行い、環境の保全を図る活動、情報化社会の発展を図る活動、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を行い社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1760号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年10月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 北九州環境保全の会

(2) 代表者の氏名

古田 雅一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区飛幡町2番2号（飛幡ビル2階）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州市を中心とする市民や法人、その他の団体等に対して、地域環境保全に関する事業をおこない、また自治体や他団体等が主催する環境保全に関する各種催しへの協力・支援をおこなうことで地域環境保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1761号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年9月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人城南健康ふれあい倶楽部

(2) 代表者の氏名

横道 正克

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市中央町35番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、軽運動からスポーツを継続的に楽しむ健康創りと子どもから高齢者までの世代を超えたふれあい活動による生きがい探しにより、医療費削減と地域の明るく元気で安心なまち創りに寄与する。

福岡県告示第1762号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市東区大字 志賀島	坂 本 喜平次	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区 (志賀島加入区)	小型一般漁業及び 小型定置網漁業
〃	荒 川 勢 治		

福岡県告示第1763号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市乙金台三丁目104番2及び104番6から104番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第1764号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
築上郡築上町大字東八田611番2、611番7、612番1、612番5、613番2、826番1、826番6及び828番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第1765号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
京都郡菟田町大字南原字浮殿下2085番1の一部

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

福岡県告示第1766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生349	前川泌尿器科腎臓内科	糟屋郡志免町志免中央3丁目6番22号	23・10・1
福津生43	時計台クリニック	福津市若木台1丁目1-12	23・10・1
筑紫生149	クリニック仁	筑紫野市紫2丁目4番1号	23・10・1
北筑後生3	宝珠山診療所	朝倉郡東峰村大字宝珠山6431	23・10・1
春生歯82	よしなが歯科医院	春日市須玖南5丁目22	23・9・1
春生歯81	やまぐち歯科医院	春日市桜ヶ丘1丁目114	23・9・1
筑紫地生歯5	おおさき歯科医院	筑紫郡那珂川町大字道善2-52	23・10・1
大生歯202	船津歯科医院	大牟田市船津町449-3	23・9・1
大生歯203	吉見歯科医院	大牟田市不知火町2丁目11番地4	23・9・1
大生歯200	平山歯科医院	大牟田市日出町1丁目4番地8	23・9・1
大生歯201	山下歯科医院	大牟田市大字田隈925	23・9・1

嘉鞍生歯2	久原歯科医院	鞍手郡鞍手町大字中山2365-1	23・9・1
直生歯77	安河内歯科医院	直方市日吉町3番12号	23・9・1
直生歯76	白土歯科医院	直方市古町7番30号	23・9・1
嘉麻生歯27	医療法人社団プラタナス会いた歯科クリニック	嘉麻市飯田200	23・9・1
筑紫生薬78	むらさき薬局	筑紫野市紫2丁目1-4	23・10・1
飯生薬151	北辰薬局 川津店	飯塚市川津405番地2	23・10・1
田生訪11	株式会社飛鳥 ひな訪問看護ステーション	田川市寿町1-9	23・8・1

福岡県告示第1767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春生歯31	おおさき歯科医院	春日市岡本1丁目78	23・9・19
鞍生歯19	久原歯科医院	鞍手郡鞍手町大字中山2363	23・8・31
直生歯17	安河内歯科医院	直方市日吉町3-12	23・8・31
嘉麻生歯24	いた歯科クリニック	嘉麻市飯田200番地	23・8・31
春生薬12	青柳薬局春日店	春日市上白水7丁目11	23・9・25

福岡県告示第1768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	再開年月日
鞍生歯62	松枝歯科医院	鞍手郡鞍手町大字新北2538-2	23・9・15

福岡県告示第1769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田地生155	医療法人養生会宮城内科胃腸科医院	田川郡添田町大字添田1013-1	田川郡添田町大字添田1012-1	23・9・1

福岡県告示第1770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑紫生マ24	山内 隆憲 (うぐいす治療院)	筑紫野市二日市北4丁目17-5 サンラーク二日市116	23・8・1
筑紫生マ25	浦上 博美 (うぐいす治療院)	筑紫野市二日市北4丁目17-5 サンラーク二日市116	23・8・1
飯生柔50	大内田 洋 (おおうちだ整骨院)	飯塚市川津366-1 辻塚ビル1-1号	23・10・5
中生柔17	石橋 正臣 (岩瀬西整骨院)	中間市岩瀬西町4-20サンヴィレッジ宮園101	23・6・1
中生柔18	徳岡 佳恵 (岩瀬西整骨院)	中間市岩瀬西町4-20サンヴィレッジ宮園101	23・6・1
古生柔21	安川 佑美 (やすかわ整骨院)	古賀市天神1丁目2-36-102	23・7・4
北筑後生柔1	矢部 隆志 (あおぞら整骨院)	朝倉郡筑前町松延327-1	23・9・20

福岡県告示第1771号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
嘉鞍生柔2	泉 貴紀 (ひかり整骨院)	鞍手郡鞍手町大字木月1211-8	23・9・30

福岡県告示第1772号

朝倉郡山田堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
櫻 木 利 國	朝倉市山田783番地1
久保山 晴 正	〃 菱野1112番地1
池 田 金 彌	〃 古毛1716番地
江 藤 勇	〃 田中257番地
江 藤 善 行	〃 多々連247番地1
森 部 勝	〃 長湊803番地1
丸 林 宗 利	〃 入地1721番地3
田 中 正 行	〃 大庭3156番地
矢 野 慶 則	〃 〃 4138番地2
小 柳 義 親	〃 〃 4885番地
白 水 福 雄	〃 石成1051番地
酒 井 佑 二	〃 中島田470番地4
西 岡 隆 士	〃 福光511番地1
林 雅 則	〃 鶴木289番地

2 退任監事

氏名	住所
中 篤 貞 義	朝倉市古毛2418番地 1
鳥 居 基 義	〃 長洲581番地 1
師 岡 俊 幸	〃 大庭3989番地

3 就任理事

氏名	住所
日 野 適	朝倉市山田1071番地 2
久保山 晴 正	〃 菱野1112番地 1
平 田 光 一	〃 古毛2470番地 1
高 橋 正 和	〃 田中247番地 1
藤 田 奇 壯	〃 多々連529番地 1
植 田 衛 次	〃 長洲598番地
丸 林 賢 次	〃 入地1902番地
和 智 宏 光	〃 大庭4148番地 1
師 岡 良 幸	〃 〃 4074番地 5
徳 永 龍 雄	〃 〃 4914番地 1
古 賀 良 博	〃 石成544番地 4
井 上 良 夫	〃 中島田623番地 1
西 岡 隆 士	〃 福光511番地 1
長 野 幸 一	〃 片延96番地

4 就任監事

氏名	住所
熊 谷 雄 彦	朝倉市古毛1632番地
重 松 利 光	〃 長洲905番地
田 中 利 光	〃 大庭3133番地 2

福岡県告示第1773号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成23年10月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市小郡中尾694-1

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北側	26	No.1建物北側	20
		No.2建物北側	20
計	26	計	40

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量（立法メートル）	廃棄物等の保管施設の位置	容量（立法メートル）
建物西側	33.37	建物西側	33.37

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において、小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前10時	午後10時	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後10時30分	午前8時30分から午後10時30分

福岡県告示第1774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方屋線	前	鞍手町大字小牧388番先から 鞍手町大字小牧333番1先まで	9.0 ～ 18.0	240.0
			後	鞍手町大字小牧388番先から 鞍手町大字小牧333番1先まで	9.0 ～ 18.0	240.0

福岡県告示第1775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	桂川線 下秋月線	嘉穂郡桂川町大字寿命62番1先から 嘉穂郡桂川町大字寿命33番1先まで

福岡県告示第1776号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 (仮称) イオンモール福津
- 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

2 意見の概要

- 駐車需要の充足等交通に関する事項
帰宅経路の設定について、計画区域内の車両動線の整備、案内看板の設置などを行い、現計画の帰宅ルートを実現できるよう配慮すること。
- 歩行者の通行の利便の確保等
特になし
- 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
適正処理を行い、リサイクルに努めること。
- 防災・防犯対策への協力

本市において万が一災害が発生した際、イオンモール株式会社が所有する食料・衣料・寝具等を即時提供いただきたいと考える。そのため、市との防災協定の締結を要望する。

(5) 騒音の発生に係る事項

(仮称)イオンモール福津建設地周辺には保育所や小学校、病院、療養施設、社会福祉施設等が存在し、また、建設時及び設置後は店舗周辺には住宅が張り付くことになるので、営業時間帯はもちろんのこと、特に、早朝・深夜においては、周辺の静穏な生活環境の保持に留意し、地域の住民等から苦情が出ないように配慮すること。

(6) 廃棄物に係る事項等

適正処理を行い、リサイクルに努めること。

(7) 街並みづくり等への配慮等

本施設が、道を挟んだ住宅地に及ぼす影響を最小限にするために、建築物等の用途の制限、外壁の後退距離、建物の高さの規制を地区整備計画で設定しており、近隣の住宅地への影響は少ないと考えているが、この地区整備計画の趣旨を踏まえ、遵守すること。

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

管清工業株式会社

(2) 所在地

東京都世田谷区上用賀一丁目7番3号

(3) 代表者

代表取締役 長谷川 健司

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成23年10月6日

4 処分の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至ったため